

令和8年7月から障害者の法定雇用率が引き上げられます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

ハローワークでは、障害者の雇用を進める事業主に対する支援を行っています。

◆障害者の法定雇用率が0.2%引き上げられます

	令和7年度	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

◆「障害者雇用相談援助事業」が始まっています

障害者雇用の経験やノウハウを有する認定事業者から、雇入れから定着に至るまでの障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます。

富山労働局ホームページ：障害者雇用相談援助事業

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/syogaisyakoyousoudanenjyo.html

障害者雇用相談援助事業 認定事業者とは

障害者の雇用経験やノウハウを有する等、一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者です。認定事業者が、労働局等による雇用指導と一体となって、障害者の雇い入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を実施した場合は、認定事業者に対して「障害者相談援助成金」が支給されます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 富山労働局職業安定部職業対策課 TEL076-432-2793

各ハローワーク